

ドバイでの裁判外和解事例 ほか

2013年3月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

ジェトロ・ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテイン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所 **Herbert Smith Freehills LLP Dubai** から提供を受けたレポート「中東エクステンション・ニュースレター 2013年3月号」に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりにあることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合は必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび**Herbert Smith Freehills LLP Dubai**は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび**Herbert Smith Freehills LLP Dubai**がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Herbert Smith LLP Dubai
Dubai International Financial Centre
Gate Village 7, Level 4
P.O. Box 506631
Dubai, UAE
Tel: +971-4-428-6300
Fax: +971-4-365-3171



**HERBERT
SMITH
FREEHILLS**

ドバイでの裁判外和解事例 ほか

Meydan社とArabtec社が裁判外で和解することに合意

中東における最大級の建設紛争の当事者らは、最近になって、4年超にわたる法廷争いの末に、裁判外での和解に向けた交渉に入ることを発表しました。

UAEで上場している建設会社の中では最大手にあたるArabtec社とマレーシアのWCT Berhad社は、ドバイにあるメイダン競馬場（Meydan racecourse）を大幅に拡張する工事のために、2007年にMeydan Group（以下、「Meydan社」）と数十億ディルハム規模の契約を締結しました。メイダン競馬場は6万人の観客を収容できる世界最大の競馬場で、ドバイワールドカップの会場となっています。

Meydan社はその16カ月後に、Arabtec社とWCT社による合弁会社

（Arabtec-WCT社）が建設工事をスケジュールどおりに進めていないと主張して契約を解除しましたが、Arabtec-WCT社はこれを契機に、ドバイ国際仲裁センター（Dubai International Arbitration Centre）でMeydan社に対して28億ディルハム（762百万米ドル）を請求する仲裁を申立てました。当のMeydan社も35億ディルハム（952.8百万米ドル）の反対請求を申立てました。

Meydan社の最高経営責任者であるサイド・フマイド・アル・タイール氏とArabtec社の代表取締役であるハサン・アブドゥラ・イスマイク氏は、「4年間にわたる訴訟手続を経ても十分な進展がみられなかったため、今後の解決に向けて、より迅速でかつ実行可能な方法を見出すことにした。」という内容の共同声明を発表しました。

世界経済危機をきっかけに、開発業者と請負業者との間では相次いで法的紛争が発生しました。2008年後半には不動産価格が暴落し、融資が底をつくにつれて多くの投資家が撤退しました。Meydan社とArabtec社が裁判外で和解することに合意したとの報道は、このような紛争の多くが裁判外の和解によって解決される傾向が高まりつつあることを示しています。不動産の専門家は、これが市場への信頼の高まりを反映すると考えています。なぜなら、市場にはより多くの資金が流入するようになっており、企業としては古いプロジェクトについて言い争うよりも、新しいプロジェクトを推し進めることを望んでいるからです。

UAEでフランチャイズ法整備の検討を開始

ドバイ商工会議所は最近、複数のUAEの法律事務所の協力を得て、UAEにおけるフランチャイズ法の整備をテーマにしたワークショップを開催しました。現在のところUAEにはフランチャイズを具体的に取り上げた法律は存在せず、現行の法的枠組みはフランチャイズ事業の概念に対応できていません。

同地域におけるフランチャイズ事業の人気は高く、UAEでは2000年から2013年にかけてフランチャイズの件数が劇的に増加しました。しかしながら、中東の多くの国々では、いまだにフランチャイズ契約を規制するための法的枠組みが存在しません。UAEでのフランチャイズ契約には、商業代理店法、商事取引法、民事取引法などのさまざまな民事・商事関連の法律が適用されます。また、フランチャイズ契約の一部の側面には、UAEの知的財産法が適用される可能性があります。

最近開かれた同ワークショップの参加者からは、「それぞれの契約にある定義からも明らかのように、フランチャイズと代理店関係との間にはかなりの違いがあることを考えると、この状況は理想に程遠いものです。フランチャイズ契約とは、基本的に、本部（フランチャイザー）が加盟者（フランチャイジー）に対し、加盟者が行う金銭的な投資の見返りとして、加盟者に本部の商号、商標、ブランド、ロゴ、およびノウハウの使用を認め、加盟者に対する支配権を行使するとともに、継続的なトレーニングや支援も提供するという契約上の関係として定義されています。」との指摘がありました。

フランチャイズ法の整備が、同市場により多くの透明性をもたらし、本部と加盟者双方の義務のより明確な定義付けにつながることに、期待がかかっています。

（報告書作成委託先現地法律コンサルティング事務所：Herbert Smith Freehills LLP Dubai）